

# 政府共通プラットフォームの整備計画策定について

## －骨子案－

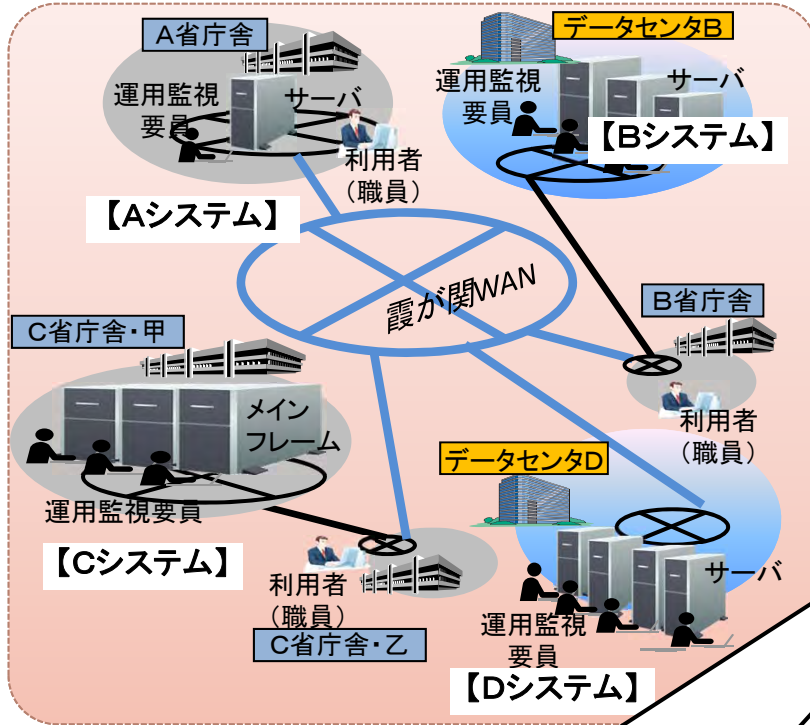
- 1 政府共通プラットフォームの概要(主要機能)
- 2 統合・集約化対象システムについて
- 3 整備による効果
- 4 整備スケジュール
- 5 設計に当たっての留意事項
- 6 整備・運用体制

平成23年7月21日  
総務省行政管理局

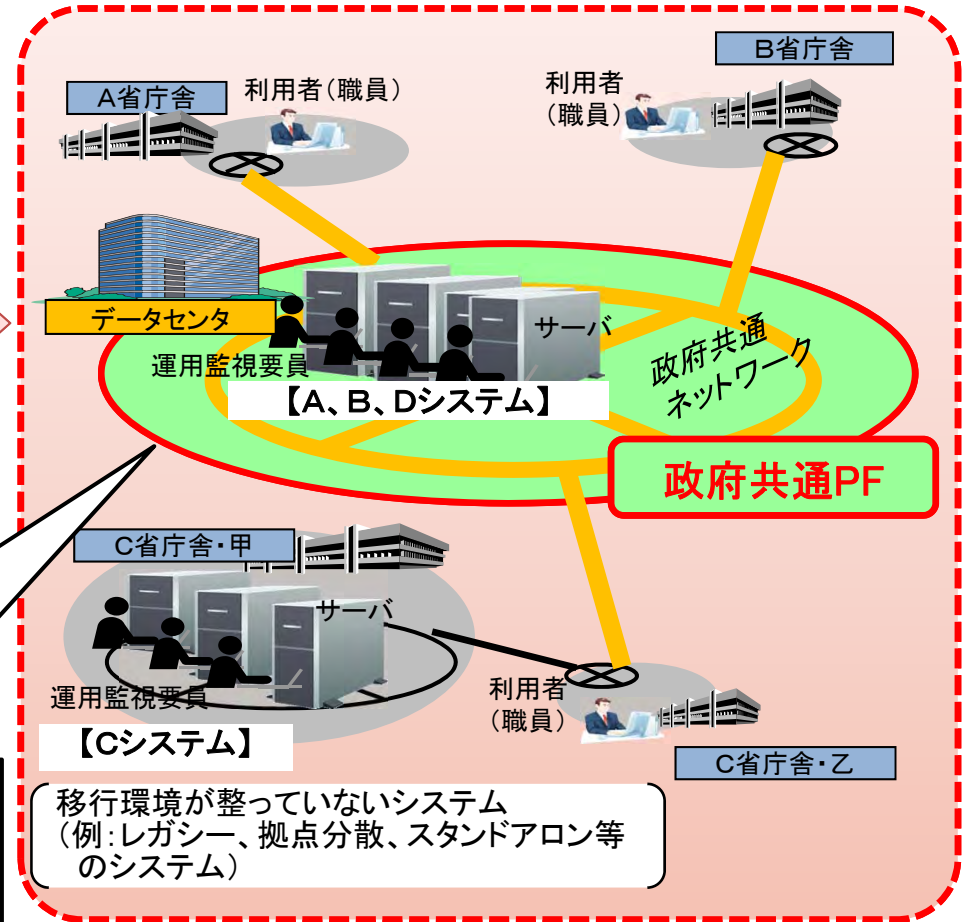
# 政府共通プラットフォーム整備計画骨子（案）

## 1 政府共通プラットフォームの概要（主要機能）

### 【政府共通プラットフォーム整備前】



### 【政府共通プラットフォーム整備後】



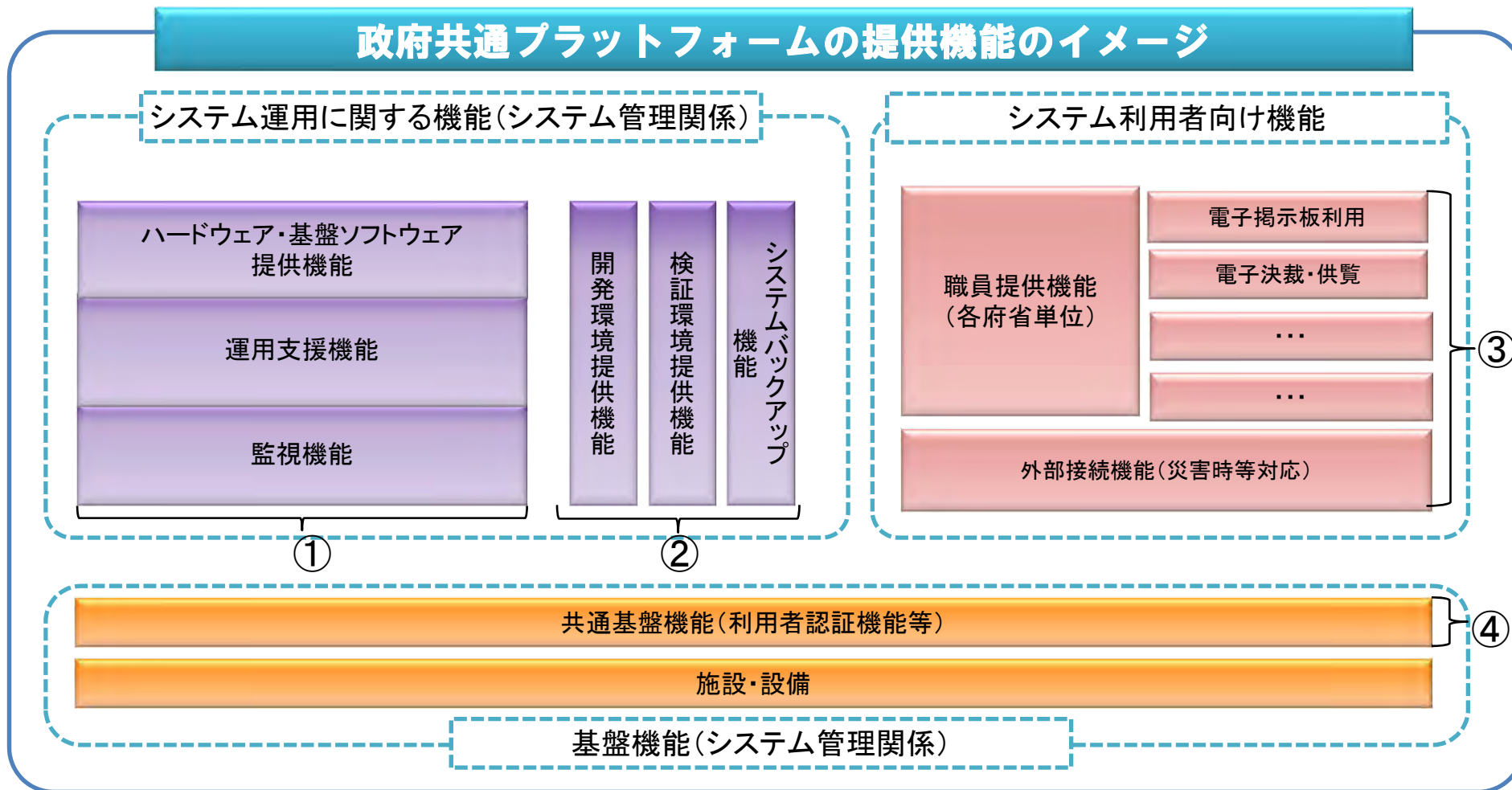
### 【政府共通プラットフォーム】

- 政府情報システムの統合・集約化
  - ・ ハードウェアの共有
  - ・ 基盤ソフトウェアの共通化
  - ・ 運用監視の一元化 等
- 共通機能の提供

※ 政府共通プラットフォームの整備に伴い、新たな政府専用ネットワークとして「政府共通ネットワーク」を整備。

# 政府共通プラットフォーム整備計画骨子（案）

## 政府共通プラットフォームの提供機能のイメージ

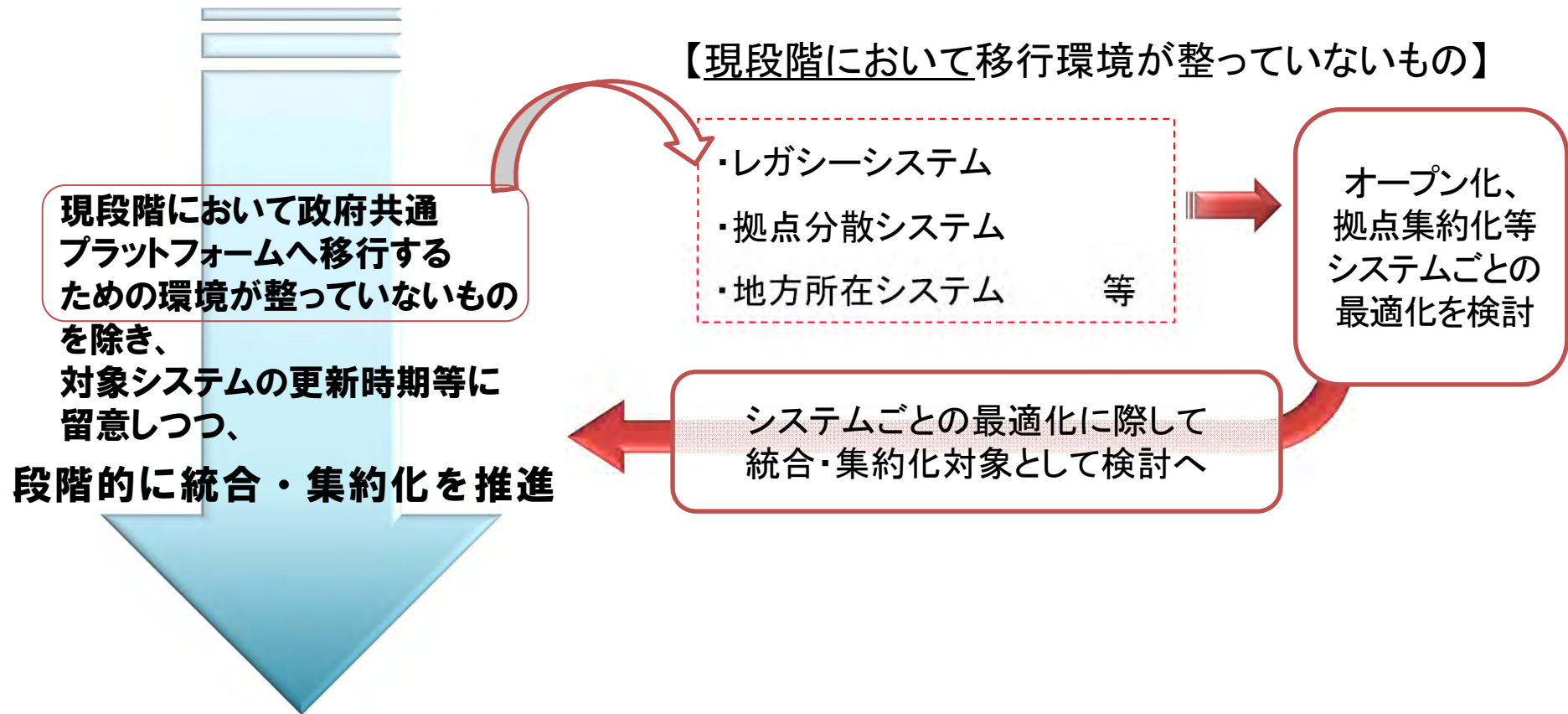


- ① システムを運用する上で必須となる機能 ... (1) 統合・集約化対象システム向けに提供する機能
  - ② システムの性格等により必要となる機能
  - ③ 各府省情報システムに共通する機能を利用者向けに提供する機能
  - ④ システムに必要な基盤機能
- (2) 政府情報システムに共通的に提供する機能

(注) 新たな政府専用ネットワークとして整備される政府共通ネットワークは、政府共通プラットフォームの上記機能提供を行うための基盤回線として位置付けられるものである。

# 政府共通プラットフォーム整備計画骨子（案）

## 2 政府共通プラットフォームの統合・集約化対象システムについて

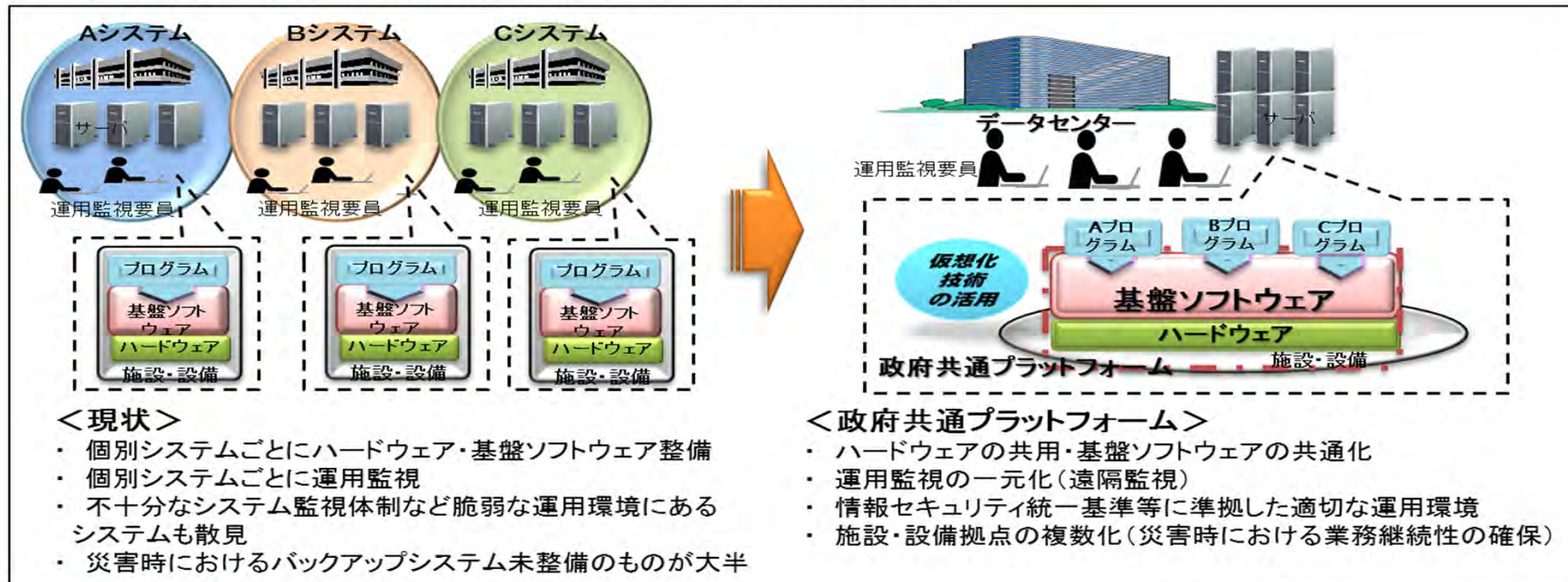


- また、今後、政府情報システムの体系的な業務機能分析結果を踏まえ、政府共通プラットフォーム上に共通機能を段階的に整備し、利用拡大を図る。

# 政府共通プラットフォーム整備計画骨子（案）

## 3 政府共通プラットフォームの整備による効果

### ○ ITリソースの効率的配分、情報システムの質の向上



### 政府共通プラットフォーム整備の効果

#### ＜経費削減等効果＞

- サーバ等の台数削減
- システム動作環境の標準化、ライセンスの一括購入
- 運用監視業務負担の軽減、外部委託システム運用要員の削減

#### ＜情報システムの質の向上効果＞

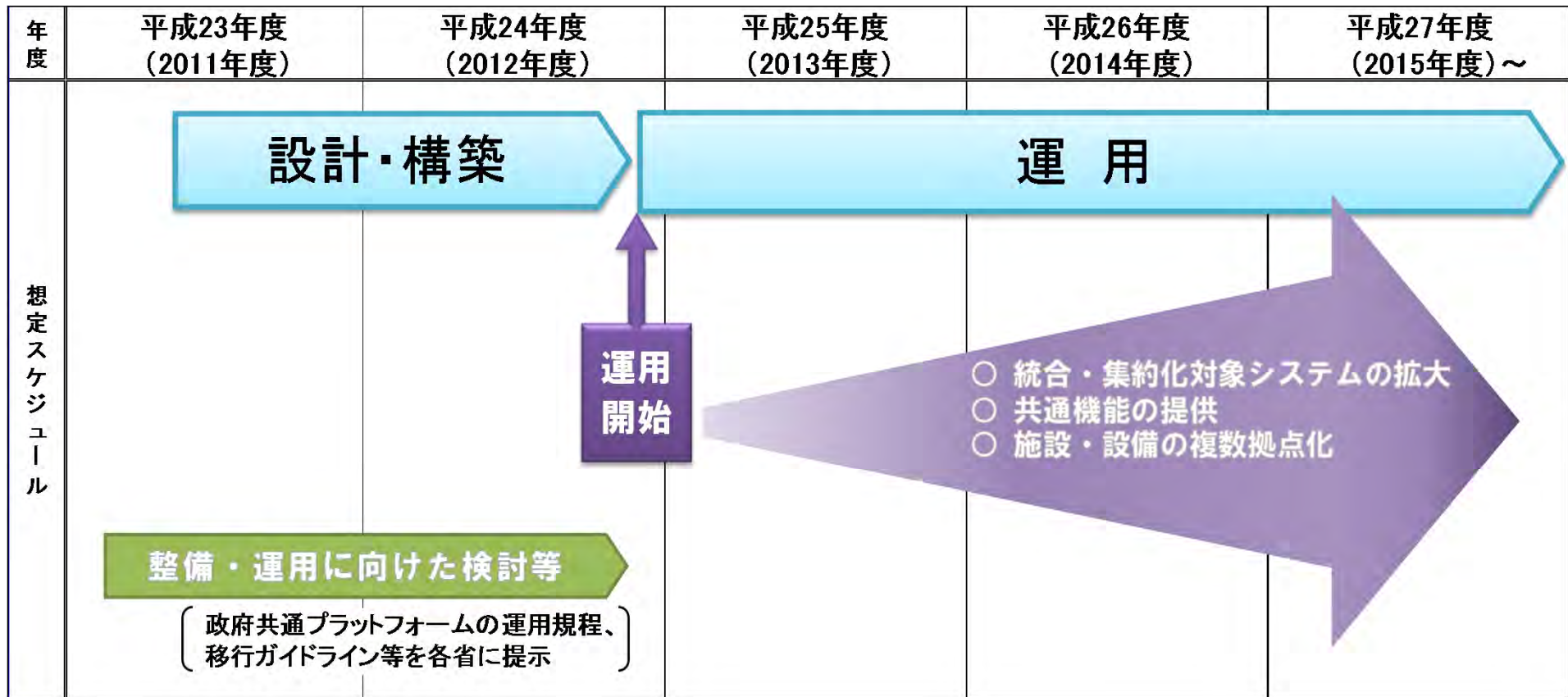
- 情報セキュリティの向上
- 災害時等における業務継続性の確保

### ○ 政府のITガバナンスを支える基盤

- 各府省のシステム運用に係る負担を軽減し、IT人材を含むリソースを有効活用
- 政府共通プラットフォームの整備・運用に当たって、蓄積された知識・経験を体系化し、政府内で共有

# 政府共通プラットフォーム整備計画骨子（案）

## 4 政府共通プラットフォームの整備スケジュール



(注)

- 1 平成24年度末の政府共通プラットフォーム運用開始後、順次統合・集約化対象システムを拡大するとともに、今後の全体最適に向けた業務・システム体系再構築の検討状況や方向性を踏まえ、同プラットフォーム上で共通的に提供すべきサービスを検討・整理し、効率的・効果的に提供。
- 2 政府共通プラットフォームには各府省の様々なシステムが統合・集約化されることに鑑み、その移行作業を円滑に実施するため、同プラットフォームの運用や統合・集約化対象システムの移行に関する要領や規程類を整備し、各府省に提示(運用規程、移行ガイドライン等)。

# 政府共通プラットフォーム整備計画骨子（案）

## 5 政府共通プラットフォームの設計に当たっての留意事項

### ○標準化・共通化の取組

- 政府情報システムの統合・集約に当たっては、システム全体としての相互運用性（インターオペラビリティ）確保の観点や、調達競争性確保の観点から、極力、マルチベンダ対応可能な標準的な仕様を採用。

### ○施設・設備

- 政府共通プラットフォームの施設・設備の設置場所は国内とし、自然災害等による影響を少なくする観点から、複数拠点化。  
（なお、拠点ごとの役割や数など具体の在り方については、統合・集約化対象システムの要件等を踏まえつつ、今後検討。）

### ○その他

- 国民や各府省のIPv6利用に対応。
- 政府共通プラットフォームには各府省の様々なシステムが統合・集約化されることに鑑み、その移行作業を円滑に実施するため、同プラットフォームの運用や統合・集約化対象システムの移行に関する要領や規程類を整備し、各府省に提示（運用規程、移行ガイドライン等）。

# 政府共通プラットフォーム整備計画骨子（案）

## 6 政府共通プラットフォームの整備・運用体制

### ○ 整備・運用の実施体制

政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークの整備及び運用は、各府省の協力を得ながら総務省が実施。

### ○ 整備・運用に当たっての検討体制

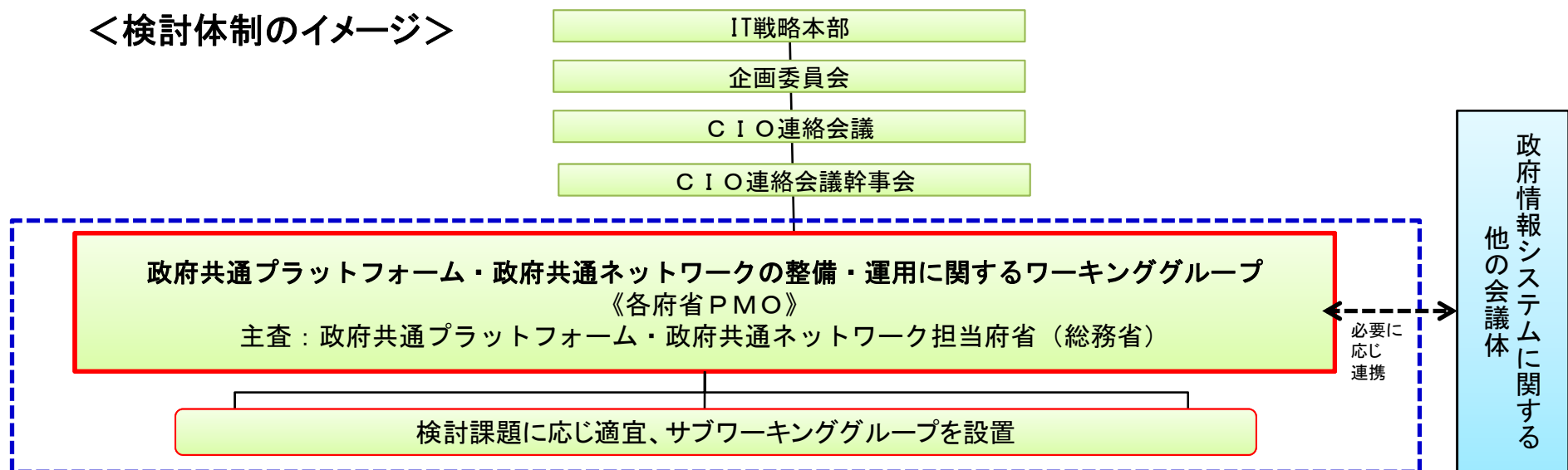
各府省システムの共通基盤として位置付けられる政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークの整備及び運用に当たっては、各府省のシステム担当者等が参画する実務的な検討体制を整備し、政府全体として合意形成していくことが必要。

⇒ CIO連絡会議幹事会の下に、各府省のPMO担当者を構成員とするワーキンググループを設置。

#### <参考> 当面想定される主な検討事項

- ・ 整備計画に関する事
- ・ 統合・集約化対象システムの選定や移行に関する事
- ・ 予算に関する事
- ・ 設計・構築に関する事
- ・ 運用に関する事
- 等

#### <検討体制のイメージ>





# (参考) 電子行政推進に関する基本方針に係る提言(案)

○ 電子行政推進に関する基本方針に係る提言(案)(平成23年6月10日第15回電子行政タスクフォース配布資料から抜粋)

## 第4 重要施策の推進

### 1. 政府におけるITガバナンスの確立・強化

#### (1) IT投資管理の確立・強化

各府省の情報システムの統合・集約基盤として整備予定の政府共通プラットフォームは、効率的な予算執行や政府情報システムの質の向上等を図るものであり、政府のITガバナンスを支える重要な基盤である。また、バックアップ拠点の整備等を行うことにより、政府共通プラットフォームは、災害時における政府の業務継続性を確保する基盤として活用することも検討していく必要がある。このため、政府においてその積極的な活用を図るため、別紙整備方針に基づき実現に向けた取組を重点的に行う。

#### (別紙) 政府共通プラットフォームの整備方針

政府共通プラットフォームの整備に当たっては、確実な成果を上げながら、戦略的かつ着実に取組を進める観点から、以下のような事項に留意しつつ取組を進めていくこととし、具体的には、同プラットフォームの主要機能、統合・集約化対象システム、効果、整備スケジュール等を内容とした「政府共通プラットフォーム整備計画」を速やかに策定することとする。

#### 1 対象システムの考え方

政府情報システムの全体最適をより一層推進し、政府のITガバナンスを確立・強化する観点から、原則として、すべての政府情報システムを対象に統合・集約化を図ることとする。

なお、特定の技術・動作環境に依存したり、特段の高度な情報セキュリティ対策が求められるなど当面統合・集約化に馴染まないと考えられるものについても、将来的な統合・集約化に向け、段階的に標準化・共通化を図るなど必要な検討を継続的に行うこととする。

#### 2 情報資産の棚卸し、不要な情報システムの廃止

統合・集約に当たっては、その前提として、各府省において、現に保有する情報資産をすべて洗い出し、棚卸しするとともに、利用状況等システム整備による効果を十分検証の上、費用対効果の観点から維持・整備の必要性が乏しいシステムについては廃止することとする。

#### 3 標準化・共通化

政府のITガバナンスの確立・強化に資する共通基盤システムとして整備する観点から、業務・システムの標準化・共通化を図りながら、統合・集約を進めていくこととする。

その際、システム全体としての相互運用性(インターオペラビリティ)確保の観点や、調達競争性確保の観点から、極力、マルチベンダ対応可能な標準的な仕様を採用することとする。

#### 4 業務継続性の確保

政府情報システムの統合・集約化の基盤システムとして、システム停止の影響がより広範囲に及ぶこととなる政府共通プラットフォームの重要性にかんがみ、自然災害等によるシステム停止の影響を極小化するため、コストの抑制を最大限図りつつ、複数拠点における運用を含めた適切なバックアップ対策を実施することとする。

#### 5 整備の進め方

確実な成果を上げつつ着実に取組を進める観点から、各システムの更改時期等を勘案の上、可能なものから順次統合・集約対象システムを拡大するなど、段階的に整備を進めることとする。